

令和4年3月14日

大阪府立刀根山支援学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約の事前公表について

イ 契約の内容

大阪府立刀根山支援学校大阪精神医療センター受付業務

期間 令和4年4月7日から令和5年3月31日まで

ロ 契約の相手方の決定方法及び基準等

申請方法 見積書を令和4年3月25日までに学校事務室へ提出

決定方法及び基準 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する者の中から、見積合わせにより決定する。(複数の申請がない場合は、その者に決定する。)

ハ その他

本契約は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする。